

「交通基本法」について (説明要旨)

2010年5月24日

日本ロジスティクスシステム協会

パナソニック株式会社

1. 交通基本法に於ける製造業の立場

「物の移動」における「物」の所有者、つまり荷主(交通のユーザー)として深く関わっている。

2. 意見の要旨

- ① 交通のユーザーとしての荷主企業の利便性を向上させる為の、国・地方公共団体・物流事業者の責務を明確にすべき。
- ② 我が国の経済的国際競争力の向上に寄与する交通インフラの整備という視点での基本理念、施策を織り込むべき。

3. 事例

- ・ 日本国内で販売される商品の価格に含まれる輸送費用は、国内輸送部分を中心に製造業にとって総コストの中の重要な要素を占めている。
- ・ 完成した商品の輸送だけでなく、商品を製造する為の部品の仕入れにも輸送コストは掛かっており、特に後者の1台あたりの輸送容積は完成品のそれよりも大きい。
- ・ 部品を輸入して国内工場の商品を組立て輸出する場合、1台あたりの部品・製品の輸出入に関わるコンテナ陸送費用は、中国と日本で大きな差があり、工場内の製造コスト以外の部分でコスト競争力の大きな差を発生する要因となっている。

4. 結論

- ・ 日本経済の今後の発展を担うべき製造業の活性化には、製造コストを含む国際競争力の強化が必要。
- ・ 国・地方公共団体の各種交通関連法規や施策、及び物流事業者の自助努力による国内物流の改善は、製造業にとってその国際競争力強化の源泉となり、結果として輸出入品を含む国内輸送物量も増加し、物流事業者の活性化にもつながる。
- ・ 荷主企業及び物流事業者双方の国際競争力強化及びその発展に寄与する各種施策の実施を容易たらしめる、交通基本法の制定を望む。

以上

パナソニック株式会社 グローバルロジスティクス本部

〒540-6255 大阪市中央区城見2-1-61 OBP パナソニックタワー TEL(06)6937-7620

<http://panasonic.co.jp/>